無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（空中線電力の許容偏差） **第十四条**　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 ［一～五　略］ 六　次に掲げる送信設備 ㈠　七六MHzを超え九九MHz以下の周波数の電波を使用する受信障害対策中継放送（超短波放送（デジタル放送を除く。）に係るものに限る。）を行う地上基幹放送局の送信設備であつて、空中線電力が〇・二五ワット以下のもの ［㈡・㈢　略］ ［七～二十一　略］ ［2～5　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（空中線電力の許容偏差） **第十四条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　次に掲げる送信設備 ㈠　七六MHzを超え九五MHz以下の周波数の電波を使用する受信障害対策中継放送（超短波放送（デジタル放送を除く。）に係るものに限る。）を行う地上基幹放送局の送信設備であつて、空中線電力が〇・二五ワット以下のもの ［㈡・㈢　同上］ ［七～二十一　同上］ ［2～5　同上］

送信設備	許容偏差 上限（パーセント）	許容偏差 下限（パーセント）
六　次に掲げる送信設備 ㈠　七六MHzを超え九九MHz以下の周波数の電波を使用する受信障害対策中継放送（超短波放送（デジタル放送を除く。）に係るものに限る。）を行う地上基幹放送局の送信設備であつて、空中線電力が〇・二五ワット以下のもの	［略］	［略］
六　次に掲げる送信設備 ㈠　七六MHzを超え九五MHz以下の周波数の電波を使用する受信障害対策中継放送（超短波放送（デジタル放送を除く。）に係るものに限る。）を行う地上基幹放送局の送信設備であつて、空中線電力が〇・二五ワット以下のもの	［同上］	［同上］

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二号　工事設計の様式（別表第一号㈠関係） ［第一～第五　略］ 第六　第２条第１項第57号、第57号の２又は第57号の４に規定する放送局に使用するための無線設備の工事設計書 ［様式略］ ［注１・２　略］ ３　２の⑵の欄は、「ＦＳＥ　76.1MHzから98.9MHzまで」又は「Ｘ７Ｗ　470MHzから710MHzまで」のように記載すること。 ［４～14　略］	**別表第二号**　［同左］ ［第一～第五　同左］ 第六　［同左］ ［様式同左］ ［注１・２　同左］ ３　２の⑵の欄は、「ＦＳＥ　76.1MHzから94.9MHzまで」又は「Ｘ７Ｗ　470MHzから710MHzまで」のように記載すること。 ［４～14　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。